

住宅の建設・購入・リフォームに 助成します



※お問い合わせは、建設課建築担当(☎2-4297)まで

町内の業者で、住宅を新築・リフォームするなら

定住住宅建設等促進奨励事業

➤ 奨励金交付対象者

1. 町内に住所を有する施工業者が施工する新築、リフォームまたは法改修を行う方
2. 現在町内にお住まいの方、または新築・リフォーム完了後の住宅に転居する方
3. 町税を完納している方

➤ 補助内容など

◆実施期間 平成33年3月31日まで

バルーンスタンプ協同組合が発行する「商品券」により次の額を補助します

【新築】

- 賃貸住宅は対象外
- 申込者で自身が居住するための住宅かつ新築後自ら所有することになる住宅
- 建築費用が500万円以上の住宅であること。



延床面積が49.5㎡以上の住宅…50万円分
延床面積が49.5㎡未満の住宅…20万円分

【リフォーム】

- 申込者で自身が居住する住宅で、自ら所有または申込者の1親等以内の方が所有する住宅
- 修繕、増減築、内外装の改修、設備機器の補修および取替え工事
- 税込みの工事費が50万円以上の工事(他制度の補助対象費用を除く)
- 年度内(4月～翌年3月)に完了する工事



工事費の10%以内に相当する額
…上限20万円(千円未満切り捨て)

【法改修】

- 申込者で自身が居住する住宅で、自ら所有する住宅または所有者の方の承諾を得た住宅
- 介護保険法もしくは障害者総合支援法に規定する住宅改修
- 手すりの設置、段差解消など法と同様の要件で改修を行う工事



法で規定する支給限度基準額(20万円)を超える経費に対して10万円を限度とする額(千円未満切り捨て)

➤ 申請方法

工事着工前に利用申込書を提出してください。

申請様式は、町ホームページ(<https://www.kamishihoro.jp/>)からダウンロードできます。

中学生以下の子どもがいる世帯で、住宅を新築・中古購入したら

子育て支援・少子化対策住宅建設助成金交付事業

◆実施期間

平成32年3月31日まで

◆助成要件

- ①住宅部分面積80㎡以上(新築、中古購入)で、店舗併用住宅も可とします
- ②新築購入の建売については、建設後3年以内のものであること
- ③中古住宅は、2親等以内の親族からの売買でないこと
- ④中古住宅は、昭和57年以降の建設であること
- ⑤移転補償費の交付を受けていないこと
- ⑥建築基準法等に適合すること
- ⑦「上土幌町定住住宅建設等促進奨励事業」の交付を受けないこと
- ⑧町税等の滞納がないこと
- ⑨暴力団員でないこと
- ⑩3年以上住宅を保有すること

◆申請方法

物件に入居完了後の申請となります。申請期限は、所有権保存登記(もしくは所有権移転登記)完了後1年以内とします。

◆対象者

中学生以下の子どもがいる世帯で、住宅を新築・中古購入した世帯の代表者

◆助成金

子どもは申請時に中学生以下の子を対象とします。

①新築(建設および建売)の場合

→子ども1人あたり100万円

⇨町内建設業者による施工販売は、上記助成金の合計額に50万円を加算します。

例:子ども1人の場合…計150万円

2人の場合…計250万円

②土地付き中古住宅購入の場合

→子ども1人あたり50万円

※ただし、購入額の1/3以内

◆助成金等の給付方法

総額の9割を現金振込(助成金)とし、残りを商品券(報奨金)で交付します。

上土幌町ホームページ(<https://www.kamishihoro.jp/>)から申請様式をダウンロードできます

町内に賃貸住宅を建設するには

定住促進賃貸住宅建設助成事業

快適な住宅を確保し、町内への定住と移住促進を図るため、賃貸住宅の建設費用の一部を予算の範囲内で助成します。

◆助成対象者

町内に賃貸住宅を建設する個人および法人の方

◆助成要件

- ・各戸に玄関、トイレ、浴室、台所が設けられていること
- ・建設後7年間以上賃貸住宅の用に供すること
- ・個人事業主の場合は、助成対象者本人および2親等以内の親族が入居しないこと
- ・法人事業主の場合は、当該法人の役員および当該役員の2親等以内の親族が入居しないこと

※公共下水道の計画区域外に賃貸住宅を建設する場合は、合併処理浄化槽の設置費用および維持管理費用の助成もあります。



◆助成額

施工業者 事業主	戸建て住宅 (戸当り49.5㎡以上)		集合住宅 (戸当り49.5㎡以上)		小規模住宅(戸建て・集合) (戸当り19.8㎡以上49.5㎡未満)	
	町内業者	町外業者	町内業者	町外業者	町内業者	町外業者
町内居住者 町内法人	3.3㎡当り12万円 (最大240万円)	3.3㎡当り7万円 (最大140万円)	3.3㎡当り10万円 (最大200万円)	3.3㎡当り6万円 (最大110万円)	3.3㎡当り12万円 (最大100万円)	3.3㎡当り7万円 (最大60万円)
町外居住者 町外法人	3.3㎡当り11万円 (最大220万円)	3.3㎡当り6万円 (最大130万円)	3.3㎡当り9万円 (最大180万円)	3.3㎡当り5万円 (最大100万円)	3.3㎡当り11万円 (最大90万円)	3.3㎡当り6万円 (最大50万円)

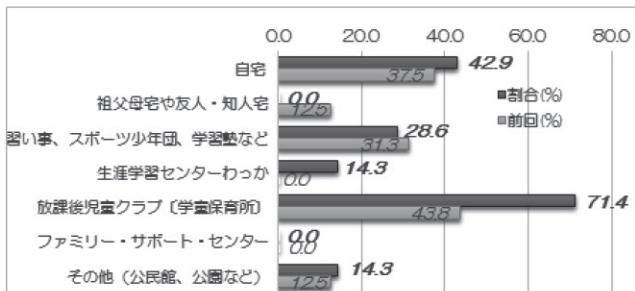
子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果【速報】

2020年度を始期とする「第2期上士幌町子ども・子育て支援事業計画」の策定を円滑に進めるため、教育・保育・子育て支援に関するサービスの利用状況やニーズ把握を進めましたので、調査結果の一部をお知らせします。本年12月までの計画策定に向け、皆様からの更なるご意見をお待ちしています。

対象：町内に居住する就学前児童の保護者、小学生児童の保護者
 期間：平成30年11月16日～11月30日 郵送配付、郵送回収
 回収：[就学前児童]配付171件／回収65件（回収率38.0%）[小学生]配付175件／回収63件（回収率36.0%）
 前回：平成25年12月実施

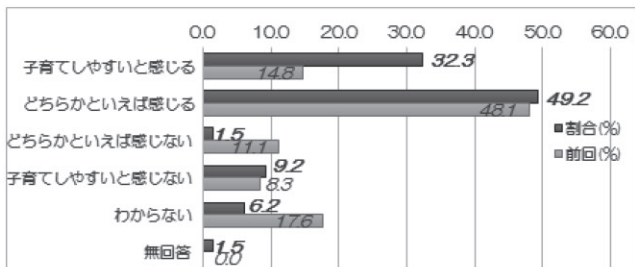
就学前児童の保護者

◆小学校低学年になったら、放課後をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（複数回答可）



前回調査時と比較して、大幅に「放課後児童クラブ」を選択する保護者が増えています。

◆上士幌町は子育てがしやすいまちだと感じますか。



前回調査時は「感じる・どちらかといえば感じる」が6割ほどでしたが、今回の結果では8割の保護者から肯定的な評価を頂きました。

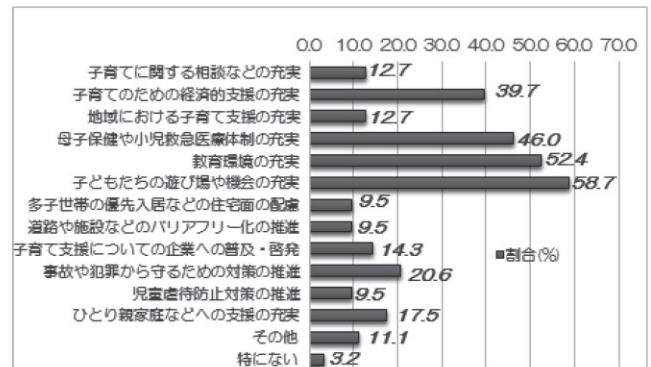
◆上士幌町の子育ての環境や支援への満足度をお聞きます。



「どちらともいえない」が大幅に減少した一方で、「満足・どちらかといえば満足」が増加しています。

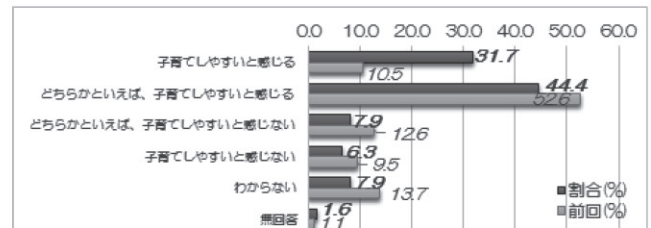
小学生児童の保護者

◆子育てのために充実してほしいことは何ですか（複数回答可／前回調査なし）



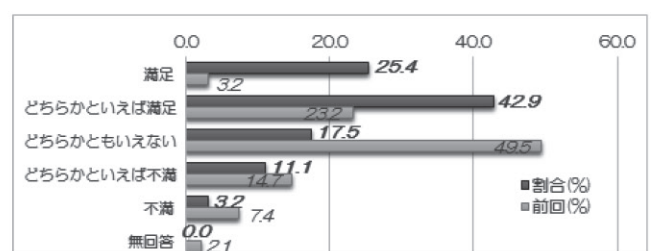
多くの保護者が子どもの遊び場（居場所）づくりや教育環境の充実に関心が高いことがわかります。

◆上士幌町は子育てがしやすいまちだと感じますか。



就学前児童の保護者からの評価と同じく、概ね肯定的な評価を頂いています。

◆上士幌町の子育ての環境や支援への満足度をお聞きます。



概ね肯定的な評価ですが、不満を感じている割合は就学前児童の保護者の結果よりも高くなっています。

今回のニーズ調査を参考に、これからも子育て支援に取り組んでまいります

調査結果の詳細等につきましては、教育委員会教育推進課までお問い合わせください。

※お問い合わせは、教育委員会子育て推進担当（☎2-3014）まで

みなさんの「まちづくり」の活動
応援します♪

リニューアル

まちづくり活動 支援事業

◆補助対象者

住民5人以上の団体またはグループなど
◎除雪機等整備支援事業は行政区とします。

◆補助対象外となる事業

- ①営利を目的とする事業
- ②事業の効果が特定の個人または団体のみに帰属する事業
- ③政治的活動および宗教的活動を目的とする事業
- ④国または地方公共団体等から補助を受ける事業
- ⑤他の補助金等を受ける事業

◆補助対象事業および事業内容、補助率、補助対象経費など

事業名	事業内容	補助率	補助対象経費
公共施設等整備活動支援事業	公共施設等の整備活動 (公園遊具・ベンチなどの整備)	10/10以内 限度額20万円	消耗品費、原材料費、その他町長が特に必要と認められた経費(人件費および食糧費を除く)
【NEW】地域活性化支援事業	地域住民が一体となって実践する公益的な地域づくり活動	10/10以内 限度額20万円	消耗品費、印刷製本費、原材料費、その他町長が特に必要と認められた経費(人件費および食糧費を除く)
まちづくり調査・研究活動支援事業	まちづくりの手法や住民意識の醸成などに関する調査・研究 (公園の調査・研究、提案書の作成など)	2/3以内 限度額15万円	報償費、旅費(講師等招へい交通費)、消耗品費、印刷製本費、役務費、使用料、その他町長が特に必要と認められた経費(人件費および食糧費を除く)
除雪機等整備支援事業	行政区で用いる除雪機等の整備	10/10以内 限度額100万円	備品購入費(除雪機等)

- ・同一団体などが事業を行う場合、各事業は各年度内に1回のみ補助対象となります。
- ・2020年3月31日までに事業が完了するものとします。

◆事業概要や申請書様式は町ホームページ(<http://www.kamishihoro.jp/>)にも掲載しております。

※お問い合わせは、企画財政課企画担当(☎2-4290)まで

かみしほろ 生涯活躍のまち 今年度の取り組み

まちづくり会社では、生涯活躍かみしほろ塾や介護職員初任者研修を開催したほか、人材センター事業や健康ポイント事業に取り組んできました。



【平成31年度健康ポイント事業について】

平成31年度の健康ポイント事業は4月下旬より開始予定です。日程が決まりましたら町内施設への掲示や町のホームページなどでお知らせします。

平成30年度より参加の方は自動継続になりますので活動量計はそのままお持ちください。

生涯活躍のまちづくりにむけて、新年度も町民の皆さまとともに、さまざまなお問い合わせは
まな事業に取り組んでまいります。どうぞよろしくお願いたします。

☎ 01564 - 7 - 7630



生涯活躍のまち かみしほろ

FAX: 01564-7-7631

✉ info@kamishihoro-town.com



老朽施設の解体撤去費用を補助します

町民の安心安全と、住環境の維持向上を目指し「自然の豊かさ」と美しさを実感できるまちづくりを進めるため、老朽施設を解体撤去する方に補助金を交付します。

◆補助対象者

①町内に老朽施設を所有する個人法人、団体など

②老朽施設を所有する者から解体撤去の委任を受けた者

◆補助対象事業

○町内に住所を有する建設業、解体工事業者が解体をするもの

○年度内に解体撤去が完了できること

○事業完了後常に清潔に管理すること

○事業対象経費の総額が30万円以上の解体撤去工事であること

○国や道、町などから補助金の交付を受けていないこと

○家屋の建て替えの解体撤去でないこと

○申請時に12か月以上使用していない老朽施設であること

○建築後おおむね30年以上経過していること

○過去にこの制度による補助金の交付を受けていないこと

◆補助対象経費

○解体撤去費および廃棄物処理費

◆補助額

○老朽施設の解体撤去に要した費用の1/2以内とし、50万円を限度とする

◆交付手続き

○補助金の交付を受けようとする方は、事業着工前に補助金交付申請書に関係書類を添えて、提出してください。 ※お申し込みや問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2・4294)まで

○補助金の交付を受けようとする方は、事業着工前に補助金交付申請書に関係書類を添えて、提出してください。 ※お申し込みや問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2・4294)まで

生涯学習センターわか 受動喫煙防止対策について

■生涯学習センターわかは、3月1日から敷地内禁煙とします。 利用者の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

電源立地地域対策交付金の活用

電源立地地域対策交付金は、電源地域で行われる住民福祉の向上に資する事業などに対して交付され、発電施設の理解促進などを図ることを目的としています。

平成30年度、本町では認定ごども園事業の充実を図るために活用しました。

※お問い合わせは、企画財政課企画担当(☎2・4290)まで

春の全国交通安全運動

新入学期を迎え、春の交通安全運動が全国規模で取り組まれます。この運動は、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、交通事故防止の徹底を図るものです。 交通ルールを守り「交通事故に遭わない」「交通事故を起こさない」習慣と環境をつくりましょう。

【新入学児童を見守る交通安全運動】 4月8日(月)～12日(金) 5日間

【春の全国交通安全運動】 5月11日(土)～20日(月) 10日間

交通事故ゼロ目指す日 5月20日(月)

※お問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2・4294)まで

浄化槽設置費用を一部助成

◆対象者 町内で居住するための建物に接続する10人槽以下の合併処理浄化槽を設置される方

◆助成額 設置に係る費用の1/2

◆上限額 5人槽55万円、7人槽65万円 10人槽80万円

◆助成要件

①浄化槽法や各種法令に適合していること

②町内業者による施工とすること

※お申し込みやお問い合わせは、建設課上水道担当(☎2・4297)まで

スポーツ

◆スポーツ振興助成 および指導者等助成

◆スポーツ振興助成 各種スポーツの全道および全国大会に出場する団体および個人の参加にかかる経費の一部を助成し、町のスポーツ振興を図ることを目的とする。

◆スポーツ指導者等助成

各種スポーツの研修会等にかかる経費の一部を助成し、町のスポーツ振興および指導者の充実を図ることを目的とする。

※対象や助成内容についての詳細は担当までお気軽にご相談ください。

※お問い合わせは、生涯学習課社会体育担当(☎2・3024)まで

かみしほろ健康ウォーキング

◆場所 生涯学習センターわか

◆対象 町内在住の18歳以上(高校生除く)

◆持ち物 飲み物、タオル

◆初級・長く歩くのは得意でない方に】

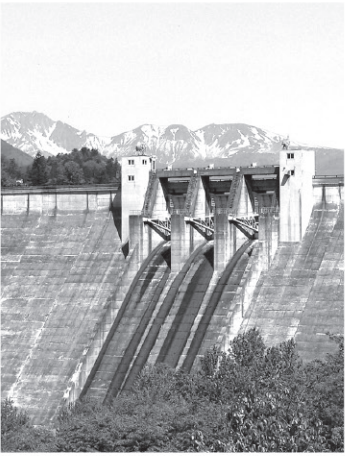
◆日時 4月22日(月) 10時～11時30分

【中級・町内2～4km歩きます】

◆日時 4月23日(火) 10時～11時30分

※雨天の場合はわか内で代替運動を行います。

※お問い合わせは、生涯学習課社会体育担当(☎2・3024)まで





国民年金 インフォメーション

※お問い合わせは、町民課戸籍年金担当 (☎2-4294) まで

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は健康保険や厚生年金等の社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、その年の1月から12月までに納めた保険料の全額です。その年に納めた過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

ご自身の保険料だけでなく、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

保険料を支払ったことを証明する領収書等を年末調整や確定申告を行う時まで大切に保管しましょう。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようにキチンと納めましょう。

祝福

～オラとニコデムの家～



映画「祝福～オラとニコデムの家～」上土幌上映会

- 日時** 4月14日(日) 14:40 開場 / 15:00 上映 (75分)
- 会場** 生涯学習センターわか 視聴覚ホール
- 料金** 一般1,200円 / 60歳以上・学生1,000円
中高生 500円 / 小学生以下無料

同時開催!

移動本屋さん 鈴木書店

- 日時** 4月14日(日) 13:30～17:30
- 会場** 生涯学習センターわか 2階 会議室6

※お問い合わせは、おびひろ自主上映の会
・鈴木 (☎0155-66-5015) まで

♣ 春の火災予防運動が始まります



『忘れてない?』
サイフにスマホに
火の確認

雪解け後の乾燥と、季節が変わり強風となる日が続きます。屋外での火の取り扱いや燃えやすいものの管理など十分ご注意ください。

今年から火災予防期間中のサイレン吹鳴は行いませんが、引き続き車両による広報活動は実施いたします。予防期間中、広報に耳を傾け、また聞こえた際にはもう一度火の始末の確認を行うなど火災予防にご協力ください。

火災予防期間

➤ 期間 4月20日(土)～4月30日(火)

やっています! 避難訓練



◀ 電源開発・J-Pハイテックでの避難訓練

- 電源開発(株)上土幌流通事業所
- (株)JPハイテック十勝事業所

※防火管理者が選任されている施設は避難訓練が必要です! 実施する際は消防署にお知らせください。

火の用心

【平成31年出場状況】 2月28日現在の出場件数

- ◆ 火災出動 1件(うち2月1件)
- ◆ 救急出場 49件(うち2月19件)

※お問い合わせは、上土幌消防署予防第1係 (☎2-2519) まで

